事務連絡

令和４年８月９日

各高齢者施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

長寿介護課長

「ＢＡ.５対策強化宣言」に伴う高齢者施設等における

新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルスの感染防止対策に日々御尽力いただき深く感謝申し上げます。

本県では、保健・医療のひっ迫回避等を図るため、本日（８月９日）、「愛媛県BA.5対策強化宣言」を発出し、保健所の業務のうちファーストタッチ（初動対応）の対象者を高齢者等の重症化リスクの高い方（重点観察対象者）に重点化することになりました（別添参照）。このことにより、重症化リスクの低い方に対しては、SMS（ショートメール）で保健所から療養中の留意事項を送信し、疫学調査等は実施しない取扱いへと変更されます。

つきましては、介護従事者が陽性診断を受けた場合、事業者において迅速に入所者・利用者への感染拡大を防止できるよう、次のとおり対応いただきますようお願いします。

※なお、施設入所者（重点観察対象者）が陽性となった場合には、従来どおり、保健所から施設に連絡のうえ、調査・指導が実施されます。

記

１　介護従事者が陽性となった場合の報告の徹底

　・陽性診断を受けた介護従事者は速やかに事業所の管理者等に報告

２　有症状者の確認

　　・事業所内の他の介護従事者・入所者等に有症状者がいるかどうか確認

　　　⇒　入所者に有症状者がいれば、施設協力医師と連携して受診・検査を検討

　　　　　介護従事者に有症状者がいれば、医療機関への受診を勧奨

３　濃厚接触者の確認

　　・症状の有無にかかわらず、事業者において陽性者との接触状況を確認のうえ、濃厚な接触があったと認められる方は、自主的な自宅待機や健康観察を実施

４　陽性者の勤務スペース等の消毒

５　保健所への連絡

　　・事業所内で複数の陽性者が確認され、施設内感染が疑われる場合には事業所から管轄の保健所に連絡

※高齢者施設等向けに感染症の基本的対策である手指衛生、防護服の着脱方法、利用者・職員等の健康管理、ゾーニングや面会制限等について、研修資料及び研修動画を愛媛県ホームページで公開していますので、ご確認ください。

https://www.pref.ehime.jp/h25500/cluster\_taisaku.html

|  |
| --- |
| 【担当課】長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432 |